

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進

活動目標			評価指標	早岐	日宇	山澄	中部	清水	大野	相浦	吉井	宇久	留意点	
1	1		A	人口動態、市町村が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果等の量的データによって、地域の高齢者に係る現状や将来の状況等を把握しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	・いずれかの量的データによって、市町村全域や担当圏域の現状や将来予測等（例：高齢化率や世帯状況の推移、高齢者のニーズ等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	
			B	介護保険事業計画、老人福祉計画、地域福祉計画等から、地域の高齢者に係る課題等を把握しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	・いずれかの計画を確認して、市町村または担当圏域の高齢者に係る課題（例：75歳以上の者の転入が多く軽度者の介護サービス需要が増す見込み等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	
			C	センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか	○	×	○	○	×	×	×	○	×	・センターで実態調査を実施していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。
			D	相談内容や地域ケア会議等の内容を分析し、担当圏域の地域課題を把握しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・相談内容の分析または地域ケア会議等によって、担当圏域の課題等（例：移動手段の不足、情報周知の未徹底等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数				4	3	4	4	3	3	3	4	2		
平均点数・%				100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	75.0%	75.0%	75.0%	100.0%	50.0%		

2. 組織・運営体制

活動目標			評価指標	早岐	日宇	山澄	中部	清水	大野	相浦	吉井	宇久	留意点
2	1	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	A	市町村が定めるセンターの事業の実施方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	・データまたは紙面等で策定されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			B	当該年度のセンターの事業計画に、当該年度の事業評価における課題への適切な対応策を含めているか	○	○	○	○	○	○	○	○	・当該年度のセンターの事業計画に、当該年度の事業評価で取り上げた課題に対して適切な対応策が記載されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・当該年度の事業評価で課題が把握されなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。
			C	市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえ、センターの事業計画に重点目標を設定しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	・重点業務を定めた検討の記録（検討に関する会議のメモ、議事録等）が残され、かつセンターの事業計画に重点目標として記載している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			D	センターの事業計画の重点目標に基づいて達成状況を分析し、必要な業務改善を行っているか	○	○	○	○	○	○	○	○	・当該年度のセンターの事業計画の達成状況およびその背景を分析して、センターの業務改善が図られている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・当該年度の分析で業務改善が必要な事項がなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。
3	2	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	A	センター長等の責任者の役割を文書で明確に示し、職員に周知しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	・センター業務の責任者の役割を文書で示し、かつ職員に周知している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・ここでの文書は、市町村が実施方針等でセンター長の役割を示している場合も該当する。 ・センター業務の責任者がいない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。
			B	センターの事業計画を共有する会議等の機会を設け、これに基づく職員個々の取組内容を確認しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	・センターの事業計画を共有する会議等において、職員個々の取組内容を確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・会議等の形式は問わない。
			C	センターの業務量を把握したうえで、業務の最適化を図るための対応を行なっているか	○	○	○	○	○	○	○	○	・センターの業務量を把握したうえで、例えば、事務職員への業務分担や、センター職員が作成する介護予防サービス計画の上限数を決めて、それ以上のプランを委託する等の何らかの業務最適化の工夫を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			D	特定の職員に業務が偏らず、チームアプローチを推進するために業務分担のルールや仕組みづくりを行なっているか	○	○	○	○	○	○	○	○	・各職員の業務量を把握したうえで、専門性を踏まえた業務分担を行うためのルール等を定めている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。例えば、資格ごとに4事業の主担当を割り振ったうえで、資格によらず複数人がチームとして活動するようにルール化することや、業務別に主担当と副担当を決めて、年度ごとに順次交代していく仕組みなどが該当する。
			E	センター業務に ICT を活用するなど、センターの業務効率化に取り組んでいるか	○	○	○	○	○	○	×	○	・例えば、職員毎のパソコンやタブレットの配布、Wi-Fiの整備、介護予防サービス計画等のデータ連携のためのシステム、センター間等の総合相談支援事業の効果的な実施のためのデータ共有システム、オンライン相談等のためのタブレット端末、音声入力による記録作成、地域住民がセンターに気軽に相談できる体制整備のためのチャットボット、センター業務の効率化を図るための AI の導入などが行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
4	3	センター職員の人材確保および育成を図る	A	センターの人材確保や定着を進めるための取組を行っているか	○	○	○	○	○	○	○	○	・職員の人材確保や定着を目的として、例えば、地域の専門職養成機関等と連携して実習を受け入れる、上司との面談の機会を設ける、資格取得を保障する、研修受講機会を保障する、休暇を取りやすくする等の取組を推進している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			B	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場で研修を実施しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	・センターに在籍する全ての職員が参加できる職場での研修を年に1回以上開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者、内容、時間数は問わない。
			C	センターに在籍する全ての職員が、計画的に職場での仕事を離れて研修（off-JT）に参加できるようにしているか	○	○	○	○	○	○	○	○	・センターに在籍する全ての職員が、少なくとも年に1回は職場外の研修に参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者、内容、時間数は問わない。

2. 組織・運営体制

活動目標				評価指標	早岐	日宇	山澄	中部	清水	大野	相浦	吉井	宇久	留意点
5	4	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	D	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、メンタルヘルス対策を実施しているか	○	○	×	○	○	○	○	○	○	・メンタルヘルス対策として、例えば、職員に対するストレスチェックの実施、メンタルヘルスに関する研修会の開催、メンタルヘルスに関する相談窓口・担当者の設置、専門家によるカウンセリング機会の提供などが行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			E	スーパービジョンまたはコンサルテーションが受けられる体制を整えているか	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・スーパービジョンについては、センターの上司や同僚による場合、外部のスーパーバイザーによる場合など、いずれも項目を満たしているものとして取り扱う。 ・コンサルテーションについては、センター外の専門職による場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			A	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			B	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・持出や開示に備え、個人情報の取り扱いについて整理のうえ、データまたは紙面を整備し、持出・開示時に適正に対処している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			C	市町村の方針に沿って、個人情報漏えいとセンターが受けた苦情に対して、対処および市町村への報告（共有）の体制を構築しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・市町村の方針に沿って、個人情報漏えいと苦情の両方に対して、対処および市町村への報告の体制を整備し、それをデータまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			D	センターへの苦情内容をもとに業務を改善しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・例えば、センターのホームページのアクセス地図がわかりにくいという苦情をもとに地図をわかりやすくする、電話がつながりにくいという苦情をもとに外出中の職員の携帯電話へ転送するといった取組を行った場合に、項目を満たすものとする。 ・センターへの苦情が全くない場合も、項目を満たしているものとする。
			E	センターに対する利用者や家族からのカスタマー・ハラスメントに適切に対応する体制をセンターとして整備しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・利用者や家族からのクレーム等が社会通念上不相当であり、これによってセンター業務が阻害されるようなカスタマー・ハラスメントの予防や対応体制（弁護士への相談体制等）を法人等が構築している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・カスタマー・ハラスメントに関する研修の実施やマニュアルの作成なども体制の整備に該当する。 ・市町村が整備している場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。
			平均点数・個数		19	19	18	19	19	19	19	18	17	
			平均点数・%		100.0%	100.0%	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.7%	89.5%	

活動目標			評価指標		数値を記入（人）	数値を記入（人）	数値を記入（人）	数値を記入（人）	数値を記入（人）	数値を記入（人）	数値を記入（人）	数値を記入（人）	
6	5	組織運営に関する取組の結果を評価する。	A	R6.4.1時点の職員数	7	5	6	4	3	3	7	4	1
			B	当年度に離職しなかった職員数	7	3	4	4	2	1	6	3	1
		職員の定着率				100%	60%	67%	100%	67%	33%	86%	75%

包括的支援業務配置人数	9	5	7	4	5	6	8	4	1
包括的支援業務職員数(R6.4.1)	7	5	6	4	4	3	7	4	1
包括的支援業務職員配置率	78%	100%	86%	100%	80%	50%	88%	100%	100%
指定介護予防職員数(R6.4.1)	6	5	7	5	4	1	7	2	3
合計職員	13	10	13	9	8	4	14	6	4

3. 総合相談支援事業

活動目標			評価指標		早岐	日宇	山澄	中部	清水	大野	相浦	吉井	宇久	留意点	
7	1	地域包括支援ネットワークを構築する	A	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか	○	○	○	○	○	○	×	○	○	・介護サービス事業者、医療機関、民生委員のいずれの情報も管理している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	
			B	気になる高齢者等に関して、関係機関、民生委員、地域住民から連絡が寄せられるネットワーク体制を構築しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・日頃より関係者から地域の情報が寄せられる状況にある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	
			C	相談経路を分析して、高齢者等への支援に必要な新たな支援機関等と連携しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・相談経路を分析したうえで、すでに十分に連携できており、新たな支援機関等との連携が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	
			D	高齢者福祉分野以外の関係機関・関係者と意見交換する機会を設けるなど、分野を横断した新たなネットワークを構築しているか	○	×	○	○	×	○	○	○	○	・関係者と意見交換をする機会を設けるなどしたうえで、すでに十分に分野を横断したネットワークを構築しており、新たなネットワークの構築が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	
8	2	市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	A	相談事例の分類方法に沿って、1年間の相談件数等を市町村に報告しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・市町村またはセンターが定めた分類方法のもと、相談件数を市町村に報告している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。	
			B	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関につなげ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・終結条件を定めることで、相談事例の課題に対し、支援の方針が明確化されるとともに、センター以外の適切な機関や地域等で相談者を支える体制が構築される。
			C	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から後方支援を得ているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対応について、日頃から連携体制を構築しており、かつ、市町村への支援要請に市町村が対応した場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村とセンターの連携体制が構築されているが、市町村への支援要請が不要であった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。
			D	相談内容を分析して、対応ルールの作成や研修の開催等を行い、職員の実践力の向上に活かしているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者や内容等は問わない。
9	3	家族介護者支援に取り組む	A	夜間・早朝の窓口または平日以外の窓口（連絡先）を設置して住民に周知し、家族介護者等が相談しやすい環境を整えているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。 ・センターの連絡先や相談窓口に関する解説を記載したリーフレット、パンフレット、ホームページ等により周知を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	
			B	支援が必要な家族介護者を早期に発見するための取組を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ヤングケアラー、ダブルケアラー、生活困窮者など、家族に支援が必要な状態にある場合、児童、障害、生活困窮等に関わる行政の部門や地域団体等と連携し、早期発見・早期対応に取り組んでいる場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			C	家族介護者に対するアセスメントを行い、状態やニーズに応じて適切な社会資源に関する情報を提供しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・家族介護者に対するアセスメントを行い、その結果に基づいて、必要な情報を提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			D	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録に残して取りまとめているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。
			E	家族介護者に対する予防的な取組を行なっているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・家族介護者のニーズに応じた情報提供や家族介護者の集まりの開催（家族介護教室、サロン等）などを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
10	4	複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	A	相談者とともに複合的課題を整理してニーズを明確にしているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・複合的な課題を持つ世帯とは、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー、生活困窮、家族に障害がある等の複合的な課題を抱える世帯をいう。 ・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	
			B	ニーズに応じて適切な社会資源につなげ、必要に応じてつなげた社会資源と協働しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			C	相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容等の実態を把握しているか	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			D	相談内容を分析して、複合的な課題を持つ世帯の相談対応の改善に活かしているか	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催するなど何らかの対応をしている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数					17	15	17	17	14	17	16	17	17		
平均点数・%					100.0%	88.2%	100.0%	100.0%	82.4%	100.0%	94.1%	100.0%	100.0%		

活動目標			評価指標		数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）		
11	5	地域包括支援ネットワークの構築状況を評価する。	A	高齢者福祉分野以外の機関からの照会件数	122	122	41	242	13	142	7	128	26	・当年度に総合相談として対応した件数を記載する。
12	6	総合相談の対応状況を評価する。	B	1年間の相談件数	1111	706	1131	647	517	764	1139	482	216	・当年度にセンターで対応した相談件数について記載する。
13	7	総合相談の対応状況を評価する。	C	支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数	42	12	38	15	5	16	11	32	3	・当年度に、支援を拒否したり、会うことができないような高齢者等にアウトリーチをしたことのあるケース数を記載する。

4. 権利擁護事業

活動目標			評価指標	早岐	日宇	山澄	中部	清水	大野	相浦	吉井	宇久	留意点
14	1	高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	A 市町村から共有されている成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準を確認しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・データまたは紙面で市町村から共有され、それをすべてのセンター職員が確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村が判断基準を共有していない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。
			B 消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等へ提供しているか	○	○	○	○	○	○	×	○	○	・少なくとも民生委員に対し情報提供し、その取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			C 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、適切に対応しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・連携して対応した記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・消費者被害に関する相談がない場合には、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			D 高齢者虐待事例および高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			E センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論、報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備していれば、項目を満たしているものとして取り扱う。
			F センターに在籍するすべての職員が高齢者等の権利擁護に関する研修を受講しているか	○	○	○	○	○	○	×	○	○	・高齢者虐待に関する研修など権利擁護に関する研修をすべての職員が受講している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			平均点数・個数	6	6	6	6	6	6	4	6	6	
			平均点数・%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	

活動目標			評価指標		数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	留意点	
15	2	権利擁護に関する総合相談の対応状況を評価する。	A	権利擁護に関する相談件数	14	15	10	7	21	29	17	18	1	・当年度にセンターで対応した相談件数のうち権利擁護に関する相談件数を記載する。
16	3	成年後見制度の申立てへの支援状況を評価する。	B	成年後見制度の申立て支援件数	5	6	3	1	0	4	4	0	0	・当年度の市町村長申立て支援と本人・親族による申立て支援全てのケース数を記載する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

活動目標			評価指標	早岐	日宇	山澄	中部	清水	大野	相浦	吉井	宇久	留意点
17	1	担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	A 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等）を把握しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村から共有されず、センターが把握していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。
			B 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握した上で、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・介護支援専門員の相談事例の内容分析結果をもとに、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催した場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・主催は問わない。
			C 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか	○	○	○	○	×	○	○	○	×	・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議を含まない。地域ケア会議を活用して、多様な関係者、関係機関とネットワークを構築することは重要だが、ここでは、その他の意見交換の場を設けている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			D 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・地域住民を対象とした介護予防・自立支援に関する意識共有を目的としたものであれば、その形態や内容等は問わない。
			E 介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか	○	○	○	×	×	×	○	○	×	・データまたは紙面で提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・介護支援専門員の参加しやすさの観点から、ここでは示す時期を年度当初と設定している。
18	2	市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	A 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。
			B 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。
			C 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか	○	○	○	○	○	○	×	○	×	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われ、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・該当する介護予防サービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。
			D 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、地域ケア会議でその検証をしているか	○	×	×	○	○	×	○	○	×	・地域ケア会議で、居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・地域ケア会議の主催は問わない。
平均点数・個数				9	8	8	8	7	7	8	9	4	
平均点数・%				100.0%	88.9%	88.9%	88.9%	77.8%	77.8%	88.9%	100.0%	44.4%	
活動目標			評価指標	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	
15	2	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実施状況を評価する。	介護支援専門員からの相談受付件数	43	78	20	14	7	26	53	7	1	

6. 地域ケア会議

活動目標				評価指標		早岐	日宇	山澄	中部	清水	大野	相浦	吉井	宇久	留意点	
20	1	センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	A	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員、会議参加者、地域の関係機関に対して周知しているか	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	・運営方針をデータまたは紙面で示し、センター職員、会議参加者、地域の関係機関すべてに対して周知している場合に、項目を満たしているものとする。	
			B	センター主催の地域ケア会議において、多職種等と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・地域ケア個別会議において、多様な専門職や民生委員等とともに、自立支援・重度化防止等の観点から課題の明確化、目標や優先順位の検討・決定、モニタリング方法の検討・決定等を行なった場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・センター主催の地域ケア個別会議を設置していない場合にも、市町村主催の地域ケア会議で対応できていれば、項目を満たしているものとして取り扱う。		
			C	市町村が共有した地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で適切に対応しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村から示された方針に基づき、参加者に十分説明をした上で開催していること。		
			D	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築・実行しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・ここでのモニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされたすべての事例において実施している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。		
			E	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。		
21	2	地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	A	センター主催の地域ケア会議（地域ケア個別会議）において、地域課題の可能性のある課題を抽出しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村に伝えているかどうかは問わない。	
			B	センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において、地域課題や自立促進要因について共有し、その後の対応を検討しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。地域課題や自立促進要因の共有のみでは該当しないが、1回の地域ケア会議ですべての検討を行う必要はない。 ・検討結果を市町村に伝えているかどうかは問わない。
			C	センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において把握した地域課題や対応等を、市町村に報告しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			D	地域課題の整理・分析・対応等を行なうために、市町村レベルの地域ケア会議（地域ケア推進会議）等に参加または資料提出しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・参加または資料提出していない場合でも、事前にセンターから市町村へ地域課題を伝えており、その内容を元に地域課題の整理・分析・対応等が行われている場合は、項目を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数					9	9	9	9	9	1	9	9	0			
平均点数・%					100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	11.1%	100.0%	100.0%	0.0%			

活動目標			評価指標	数値等を記入	数値等を記入	数値等を記入	数値等を記入	数値等を記入	数値等を記入	数値等を記入	留意点		
22	3	地域ケア会議の活用状況を評価する。	センター主催の地域ケア会議を経て、第1層協議体に地域課題を報告した数	0	0	0	2	0	0	0	5	0	・地域課題としては、例えば、移動困難、買い物困難、通いの場の不足、脆弱な地域の見守り体制、多職種連携困難などが挙げられる。
			報告した場合、具体的な内容を記入してください				①ヘルパーの人員不足で訪問介護の利用が困難 ②駐車場を確保しなければ訪問介護の利用が困難			0の理由として：包括から直接第1層へ報告する流れが、現在無いため。第2層からどのように第1層に報告しているかまでは包括は把握していないため。課題が無いわけではない。	山間部からの移動困難・買い物困難・通いの場への送迎困難		

7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

活動目標			評価指標		早岐	日宇	山澄	中部	清水	大野	相浦	吉井	宇久	留意点	
23	1	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	A	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、市町村から示された基本方針を、センター職員及び介護支援専門員に周知しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）および多職種の見点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	
			B	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ケアプラン作成において、必要に応じて保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の地域の社会資源を位置づけたことがある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。該当するケアプランの数は問わない。
			C	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・介護予防手帳に限らず、利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され（日々の健康チェックや運動に関する情報提供、慢性疾患に応じた自己管理の留意点など）、それを活用している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			D	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録および進行管理を行っているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			E	市町村から示された介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針を遵守しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・委託の有無にかかわらず、指針が紙面またはデータで共有され、かつ、それを遵守している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			F	介護予防ケアマネジメントの成果を把握するために、要支援者または事業対象者の日常生活の自立度の変化について、定期的な評価を行っているか	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	・日常生活の自立度の変化を把握するための指標として、例えば、ADL、IADL、バーセルインデックス等が考えられる。 ・要支援者または事業対象者のうち、日常生活の自立度が維持・改善した人の割合などにより、介護予防ケアマネジメントの成果を評価している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
			平均点数・個数					6	6	6	6	5	6	6	6
平均点数・%					100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

活動目標			評価指標		数値を記入（人）	数値を記入（人）	数値を記入（人）	数値を記入（人）	数値を記入（人）	数値を記入（人）	数値を記入（人）	留意点		
24	2	介護予防ケアマネジメントの結果を評価する	A	R6.4.1時点の介護予防ケアマネジメント対象者（要支援1.2に限る）	97	152	380	240	199	79	391	198	26	センターが要支援1.2でプラン作成した人数（委託分は除く）
			B	Aのうち、当年度に要支援または、要介護に移行しなかった人数（要介護度が維持または改善した人も含む）	52	77	225	212	145	20	252	179	21	例）R6.4.1時点：要支援2→R7.3.31時点も要支援2のままだった人
			状態が維持または改善した人の割合				54%	51%	59%	88%	73%	25%	64%	90%

8. 包括的支援事業（社会保障充実分）

活動目標			評価指標		早岐	日宇	山澄	中部	清水	大野	相浦	吉井	宇久	留意点
25	1	事業間連携を推進する	A	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対して、相談を行っているか	○	○	○	○	×	○	○	○	×	・相談の回数は問わない。
			B	生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体とともに、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行っているか	○	○	○	○	○	○	○	○	・生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体いずれとも協議している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該コーディネーターとが協議を行っている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。	
			C	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターと、支援対象者に関する情報共有を図っているか	○	○	○	○	×	○	○	○	・認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターに情報提供した事例のほか、当該チーム員、推進員またはコーディネーターが直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該チーム、推進員またはコーディネーターとが連携する体制が取られている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。	
			D	包括的支援事業の充実のために、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会に参加しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・在宅医療・介護連携推進事業による実施か否か、また、参加回数は問わない。 ・認知症初期集中支援チームと合同で開催するものも含む。
			E	生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターや協議体と協働して地域活動を促進しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・地域活動の内容は、例えば、住民主体の活動をしているリーダーのつながりの構築支援、地域活動に関する男性高齢者への周知など。 ・地域活動の主体は、例えば、住民、ボランティア団体、NPO団体、民間企業など。
平均点数・個数					5	5	5	5	3	5	5	3		
平均点数・%					100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	60.0%	100.0%	100.0%	100.0%	60.0%	

活動目標			評価指標		数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	数値を記入（件）	留意点		
26	2	医療関係者との連携状況を評価する。	A	医療関係者と合同の事例検討会や勉強会の実施数	1	6	8	2	5	4	5	11	0	<記載方法の例> ・在宅医療・介護連携推進事業に限らず、当年度に医療関係者と合同で実施した事例検討会や勉強会の数を記載する。 ・認知症初期集中支援チームと合同で開催したものも含む。

議題①令和7年度 地域包括支援センター業務評価及び現地確認について

地域包括支援センター現地確認の実施方法

- ・現地確認は隔年毎の実施とする

理由：委託から13年目を迎え、事業が適正に実施されているため

ただし、次に該当する場合は例外として、現地確認を実施

- ①新受託法人で初めて業務評価を作成した包括
- ②当該年度に新たに外部機関からセンター長が異動してきた包括
- ③前年度の事前資料に対する指摘状況から、現地確認が必要と判断された包括
- ④前年度から職員の半数以上が変更した包括

現地確認等の実施期間 令和7年11月6日（木）～11月14日（金）

対象の包括

包括名	センター長名	現地確認理由
日宇地域包括支援センター	井福 直美	④
清水地域包括支援センター	山田 亮	②
大野地域包括支援センター	七種 誠	①
相浦地域包括支援センター	長塚 弘章	②
吉井地域包括支援センター	吉岡 ひとみ	③

現地確認の確認方法

長寿社会課高齢支援係の職員 3 名程が地域包括支援センターを訪問し、資料の提出を求めて、内容の確認を行った。
各資料の確認内容は、下記のとおり

●現地での確認内容

資料名	確認内容
①前年度4月の新規相談票 5件程度	適正な対応や適切な機関への連絡がなされているか確認。
②成年後見制度のケースの記録	マニュアルに沿った対応及び報告がなされているか確認
③虐待ケースの支援経過記録	マニュアルに沿った対応及び報告がなされているか確認
④虐待相談や困難ケースで長寿保健師が同行訪問した相談票	その後の経過確認
⑤介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）・事業対象者のケアプラン一式	マニュアルに沿った対応及び報告がなされているか確認

包括名	指摘事項				
	①前年度4月の新規相談票	②成年後見制度のケースの記録	③虐待ケースの支援経過記録	④虐待相談や困難ケースで長寿保健師が同行訪問した相談票	⑤介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）・事業対象者のケアプラン一式
日宇	相談体制が整備され、特に認知症やDVへの対応、安否確認が適切に行われている。地域の関係機関とのネットワークや相談しやすい環境が整っており、情報のデータ化と共有が可能な体制が整っている。記録者や担当者の情報が一部記載されていないが、システム内に記録されていることが確認できた。	支援経過が詳細に記録されており、申し立てに関連する書類も整理されている。	各機関との連携が細やかで、相談・訪問・会議などの記録が詳細に行われており、支援が根気強く続けられていることが確認できた。個別ケース会議録も記載済み	すべての虐待ケースで長寿保健師の同行訪問が確認できる。保健師との連携方法や訪問内容が明確に記録され、会話内容も詳細に記載されている。	モニタリングが適切に行われ、支援計画書において目標設定やインフォーマルサービスの記載、自立支援に向けた本人の役割が明確にされている。居宅プランは包括支援センターの確認のもと、状態に応じて修正されている。記録に関しては、6か月前の記録で止まっているものもあり、新しい記録を追加することが望ましい。
清水	相談対応に問題はなく、情報共有にも配慮されている。	1件のケース記録が提出されたが、令和6年度10月末以降の詳細が不十分で、令和7年度の記録も途切れているため、支援方針や介入状況が把握しにくい。	令和6年度中の支援は定期的に行われているが、令和7年4月以降の定期的な支援が記録上確認できないため、継続的な支援の実施と記録が求められる	長寿社会課保健師の同行訪問に関する記録が不十分なケースがある。長寿社会課との同行訪問の有無を明確に記載する必要がある。	支援計画の日常目標にセルフケアの記載が不足し、経過記録の参照様式が未綴じている部分がある。経過記録は誰でもわかる内容での記載が必要。委託先のプラン設定は具体的になっており、自立支援の視点が明記されている。セルフマネジメントシートの活用も確認できる。地域ケア個別会議で得た専門職の意見を活用し、本人の意欲向上を図れるよう、継続して取り組むことが求められる。

包括名	指摘事項				
	①前年度4月の新規相談票	②成年後見制度のケースの記録	③虐待ケースの支援経過記録	④虐待相談や困難ケースで長寿保健師が同行訪問した相談票	⑤介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）・事業対象者のケアプラン一式
大野	介護保険申請代行について、迅速な対応が記録から確認できた。相談は継続しているが、誰からの連絡か不明確な記録があり、今後の記録方法に注意が必要。フォローが必要なケースの支援経過が記録されておらず、どのようなフォローが行われたかを明確にする必要がある。	1件の虐待ケースが後見制度につながったことが確認できたが、他のケースの提出がなかった。	指摘事項なし	4件の同行訪問を確認。市の保健師と方針を調整し、虐待やDVなどの困難事例の判断、訪問予定などの状況を確認するプロセスが記録されており、特に指摘事項はない。	包括作成のケアプランにおいて、3か月に1回の訪問モニタリングは適正に実施されているが、その他の月のモニタリング記録が不足している。月1回のモニタリング結果の記載が求められる。また、承認会議で期日だけでなく参加者名も記載する必要がある。プランではインフォーマルサービスについても記載し、1年後の生活を具体的にイメージできる表現で目標設定を行うことが推奨される。提出書類確認リストが書類漏れ防止に役立っている。

包括名	指摘事項				
	①前年度4月の新規相談票	②成年後見制度のケースの記録	③虐待ケースの支援経過記録	④虐待相談や困難ケースで長寿保健師が同行訪問した相談票	⑤介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）・事業対象者のケアプラン一式
相浦	特に指摘事項なし。	認知症や知的障害のある方の申し立て支援に関し、本人の気持ちの変化や関係機関との協議内容がしっかり記録されている。	関係機関と連携して対応が進められているものの、支援経過記録の記載に担当者間で差があり。モニタリングには訪問確認を求める。	長寿社会課との同行訪問ケースは少ないが、虐待や困難ケースの主担当は包括であるため、役割分担を明確にして対応を継続することが望ましい。	ケアプラン作成における情報収集は適切に行われているが、計画への反映が不十分な点が見られる。承認会議での確認を強化し、助言内容も記録しておくことが望ましい。モニタリングは適正に行われており、記載もわかりやすいため、これを継続する。
吉井	総合相談支援を受け付けた後の協議結果が記録されておらず、判断が不明確。センター内での三職種協議の内容と判断した結果を記録する必要がある。特に緊急性の判断について、マニュアルに基づいた実施状況を記載することが求められる。	指摘事項なし	虐待ケースについて担当者間の捉え方の統一を求める。市や関係機関と連携した対応と記録が整っている。事実確認までの期間が長いケースがあるため、緊急受理会議後の迅速な対応が必要。	困難ケースや虐待相談の際の包括的な判断と支援方針の記載が不足	モニタリングの方法や記録に不備がある。特に訪問や電話によるモニタリングの手法についての記載が必要です。また、委託ケースに関する地域包括支援センターとしての関与や判断の記録が不足

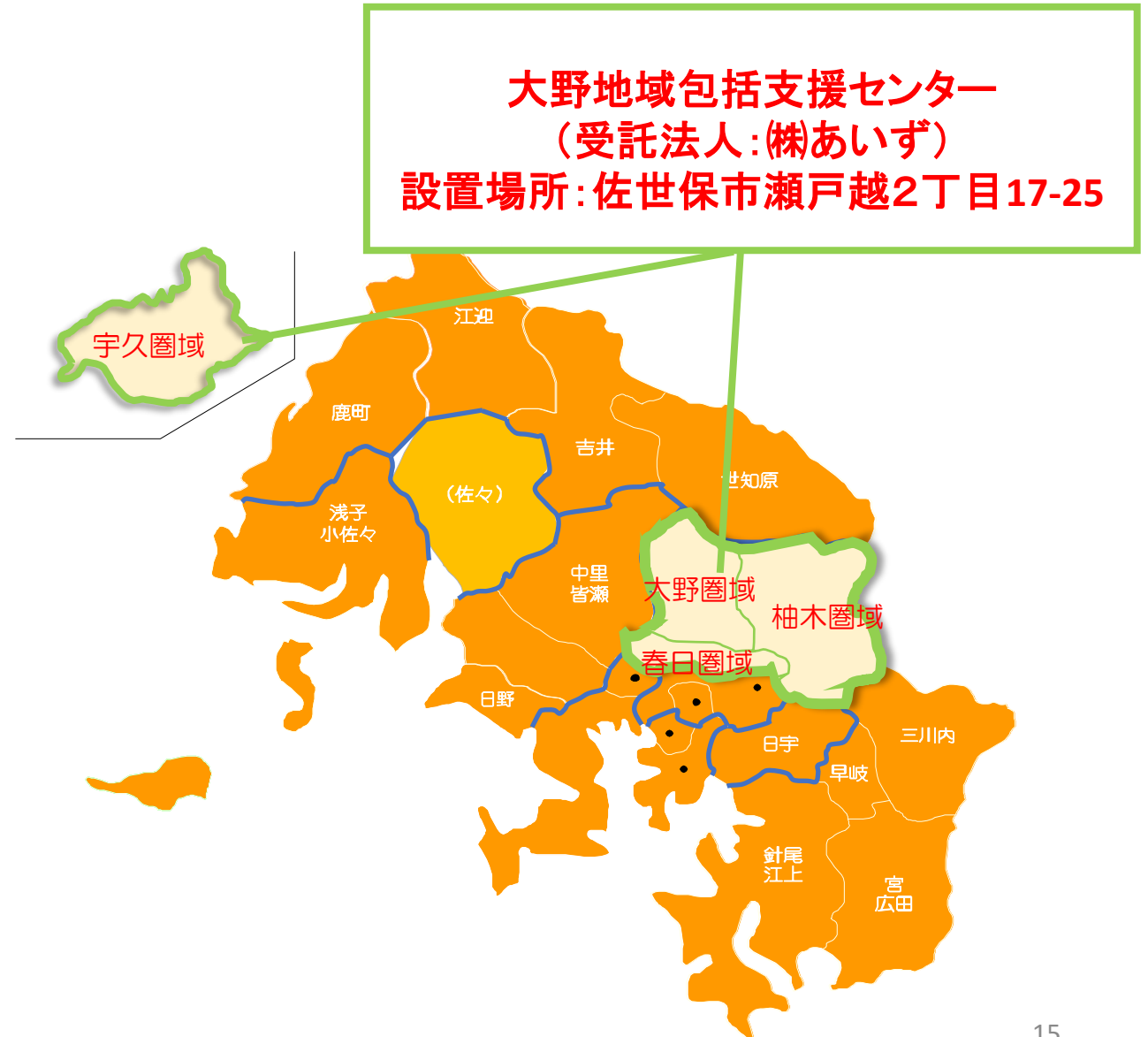
議題②令和8年度以降の宇久地区における地域包括支援センターの運営について

背景

現宇久包括受託法人（佐世保市社会福祉協議会）の委託継続が厳しく、令和7年度をもって終了となる。新たに委託できる法人もないことから、宇久地域における高齢者の包括的支援事業業務の継続確保のため、**新体制の構築が必要となり**、令和7年7月に宇久包括の受託意向調査を実施した。

意向調査結果

大野地域包括支援センター受託法人「(株)あいず」のみ受託意向を示したため、令和8年度以降は、大野包括の担当圏域に宇久町を編入する方針で運用方法を検討



R8年度からの各地域包括支援センターの担当町

令和7年度まで

名 称	日常生活圏域名	担 当 す る 町 名
早岐地域包括支援センター	宮・広田	南風崎町、城間町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畑町、瀬道町、浦川内町、崎岡町、中原町、広田一丁目～四丁目、重尾町、広田町
	三川内	桑木場町、新替町、三川内本町、木原町、下の原町、塩浸町、口の尾町、横手町、心野町、三川内町、三川内新町、新行江町、吉福町、江永町
	早岐	上原町、勝海町、早苗町、陣の内町、田の浦町、早岐一～三丁目、平松町、若竹台町、権常寺一丁目、花高一～四丁目、権常寺町
	針尾・江上	針尾東町、針尾中町、針尾西町、針尾北町、江上町、指方町、有福町、ハウステンボス町
日宇地域包括支援センター	日宇	大岳台町、卸本町、大塔町、もみじが丘町、黒髪町、日宇町、白岳町、大和町、沖新町、ひうみ町
山澄地域包括支援センター	天神・福石・木風	天神町、十郎新町、崎辺町、大黒町、天神一～五丁目、東浜町、大宮町、東山町、前畑町、干尽町、稲荷町、木風町、藤原町、大和町(一部)
	潮見・白南風	潮見町、福石町、若葉町、須田尾町、白南風町、三浦町、峰坂町、山祇町
中部地域包括支援センター	小佐世保	小佐世保町、白木町、須佐町、高梨町
	戸尾・光園・山手	上京町、戸尾町、京坪町、塩浜町、下京町、松川町、山県町、新港町、万津町、勝富町、祇園園町、光月町、高天町、栄町、島瀬町、島地町、常盤町、松浦町、湊町、宮崎町、宮地町、本島町、烏帽子町、折橋町、熊野町、田代町、名切町、花園町、松山町、山手町
清水地域包括支援センター	金比良・赤崎・九十九	今福町、鵜渡越町、神島町、金比良町、平瀬町、御船町、矢岳町、赤崎町、小島町、鹿子前町、船越町、下船越町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町、立神町
	清水・大久保	梅田町、城山町、俵町、八幡町、宮田町、石坂町、清水町、中通町、福田町、保立町、万徳町、相生町、泉町、上町、木場田町、園田町、高砂町、谷郷町、天満町、長尾町、浜田町、西大久保町、東大久保町、比良町、元町
大野地域包括支援センター	春日	春日町、横尾町、赤木町、桜木町
	大野	大野町、知見寺町、原分町、松瀬町、松原町、矢峰町、田原町、楠木町、瀬戸越一～四丁目、瀬戸越町
	柚木	柚木町、上柚木町、潜木町、小舟町、里美町、筒井町、下宇戸町、戸ヶ倉町、柚木元町、川谷町、高花町
相浦地域包括支援センター	日野	椎木町、星和台町、日野町、大湯町、長坂町
	中里・皆瀬	中里町、上本山町、下本山町、岳野町、吉岡町、八の久保町、皆瀬町、野中町、十文野町、白仁田町、牧の地町、踊石町、小川内町、菰田町、楠木町(一部)
	相浦・黒島・高島	相浦町、上相浦町、棚方町、光町、愛宕町、小野町、新田町、竹辺町、母ヶ浦町、川下町、木宮町、黒島町、高島町
	浅子・小佐々	浅子町、小佐々町
吉井地域包括支援センター	吉井	吉井町
	世知原	世知原町
	江迎	江迎町
宇久地域包括支援センター	鹿町	鹿町町
宇久地域包括支援センター	宇久	宇久町

令和8年度から

名 称	日常生活圏域名	担 当 す る 町 名
早岐地域包括支援センター	宮・広田	南風崎町、城間町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畑町、瀬道町、浦川内町、崎岡町、中原町、広田一丁目～四丁目、重尾町、広田町
	三川内	桑木場町、新替町、三川内本町、木原町、下の原町、塩浸町、口の尾町、横手町、心野町、三川内町、三川内新町、新行江町、吉福町、江永町
	早岐	上原町、勝海町、早苗町、陣の内町、田の浦町、早岐一～三丁目、平松町、若竹台町、権常寺一丁目、花高一～四丁目、権常寺町
	針尾・江上	針尾東町、針尾中町、針尾西町、針尾北町、江上町、指方町、有福町、ハウステンボス町
日宇地域包括支援センター	日宇	大岳台町、卸本町、大塔町、もみじが丘町、黒髪町、日宇町、白岳町、大和町、沖新町、ひうみ町
山澄地域包括支援センター	天神・福石・木風	天神町、十郎新町、崎辺町、大黒町、天神一～五丁目、東浜町、大宮町、東山町、前畑町、干尽町、稲荷町、木風町、藤原町、大和町(一部)
	潮見・白南風	潮見町、福石町、若葉町、須田尾町、白南風町、三浦町、峰坂町、山祇町
中部地域包括支援センター	小佐世保	小佐世保町、白木町、須佐町、高梨町
	戸尾・光園・山手	上京町、戸尾町、京坪町、塩浜町、下京町、松川町、山県町、新港町、万津町、勝富町、祇園園町、光月町、高天町、栄町、島瀬町、島地町、常盤町、松浦町、湊町、宮崎町、宮地町、本島町、烏帽子町、折橋町、熊野町、田代町、名切町、花園町、松山町、山手町
清水地域包括支援センター	金比良・赤崎・九十九	今福町、鵜渡越町、神島町、金比良町、平瀬町、御船町、矢岳町、赤崎町、小島町、鹿子前町、船越町、下船越町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町、立神町
	清水・大久保	梅田町、城山町、俵町、八幡町、宮田町、石坂町、清水町、中通町、福田町、保立町、万徳町、相生町、泉町、上町、木場田町、園田町、高砂町、谷郷町、天満町、長尾町、浜田町、西大久保町、東大久保町、比良町、元町
大野地域包括支援センター	春日	春日町、横尾町、赤木町、桜木町
	大野	大野町、知見寺町、原分町、松瀬町、松原町、矢峰町、田原町、楠木町、瀬戸越一～四丁目、瀬戸越町
	柚木	柚木町、上柚木町、潜木町、小舟町、里美町、筒井町、下宇戸町、戸ヶ倉町、柚木元町、川谷町、高花町
相浦地域包括支援センター	宇久	宇久町
	日野	椎木町、星和台町、日野町、大湯町、長坂町
	中里・皆瀬	中里町、上本山町、下本山町、岳野町、吉岡町、八の久保町、皆瀬町、野中町、十文野町、白仁田町、牧の地町、踊石町、小川内町、菰田町、楠木町(一部)
	相浦・黒島・高島	相浦町、上相浦町、棚方町、光町、愛宕町、小野町、新田町、竹辺町、母ヶ浦町、川下町、木宮町、黒島町、高島町
吉井地域包括支援センター	浅子・小佐々	浅子町、小佐々町
	吉井	吉井町
	世知原	世知原町
吉井地域包括支援センター	江迎	江迎町
吉井地域包括支援センター	鹿町	鹿町町

地域包括支援センターの設置数 9包括 → 8包括へ

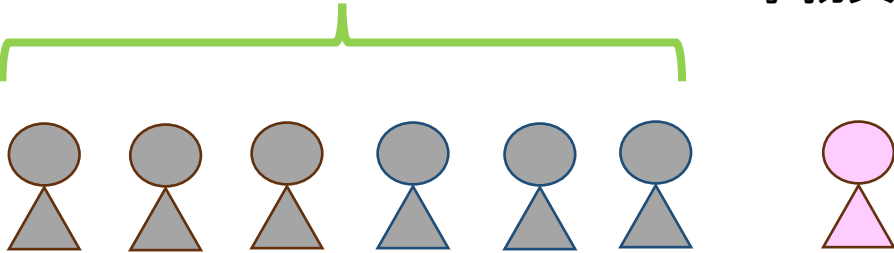
職員配置について

～令和7年度

大野地域包括支援センター 配置可能職員数 7名

専門職6名

事務員1名

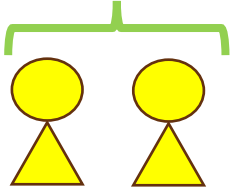


+

宇久地域包括支援センター 配置可能職員数 3名

専門職2名

事務員1名

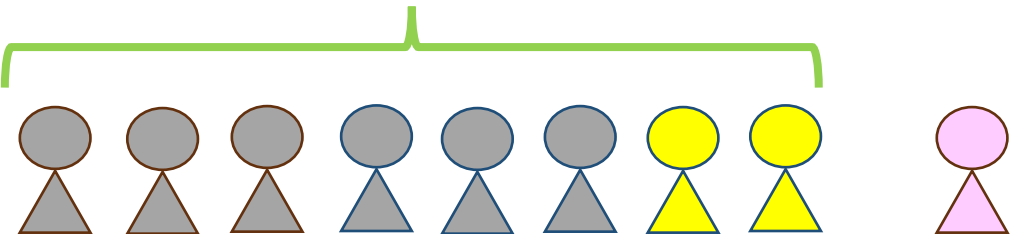


令和8年度～

大野地域包括支援センター 配置可能職員数 9名

専門職8名

事務員1名



※実際は、専門職1名のみを配置
そのため、定例会への参加不可や課題抽出などの分析等、業務負担の軽減を認めている

包括的支援業務の運用について(案)

宇久社協内にある宇久地域包括支援センターは閉鎖となるため、業務方法検討

①総合相談業務

	パターン①	パターン②	パターン③
主な相談方法	電話による相談対応 	宇久島内での相談会の開催 	オンライン相談窓口の設置 
運用方法	相談者が大野包括へ電話をかけて、助言や情報提供を受ける	開催時期 3か月に1回 1日のみ 開催場所 コミュニティセンター等 開催する際は、島内放送やチラシ配布で周知予定	①設置場所に出向いての相談（定期） 設置場所：宇久保健福祉センター 利用日：月1回 第〇週〇曜日 ②スマートフォン等を利用した相談（随時）

オンライン相談窓口運用方法

①設置場所に出向いての相談（定期）

令和6年度相談方法実績

単位：（件）

受付方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	9	5	5	4	8	7	6	9	4	9	7	5	78
訪問	0	9	9	8	6	4	8	7	7	5	8	9	80
窓口	6	1	0	5	2	6	2	2	4	2	5	2	37

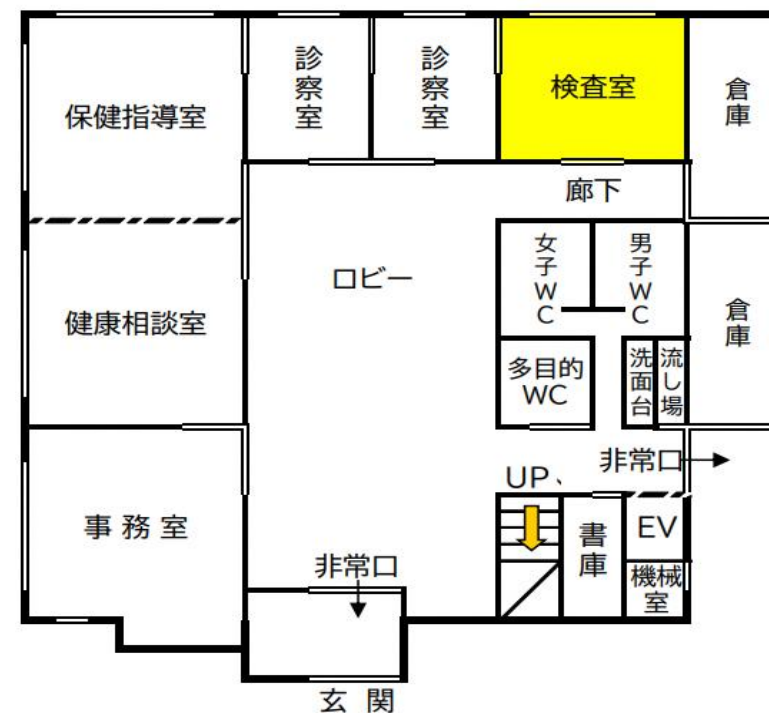
相談者が宇久包括の窓口で相談した回数＝月平均：3件

オンライン相談会の定期開設は月1回とし、特定の曜日及び時間帯で固定して実施 ※大野包括と協議後決定
相談者は、指定された時間帯に設置場所に出向き、用意されたパソコンを利用して相談をする

オンライン相談窓口設置場所：宇久保健福祉センター検査室

オンライン相談名称：
（仮）大野包括支援センター宇久地区相談窓口

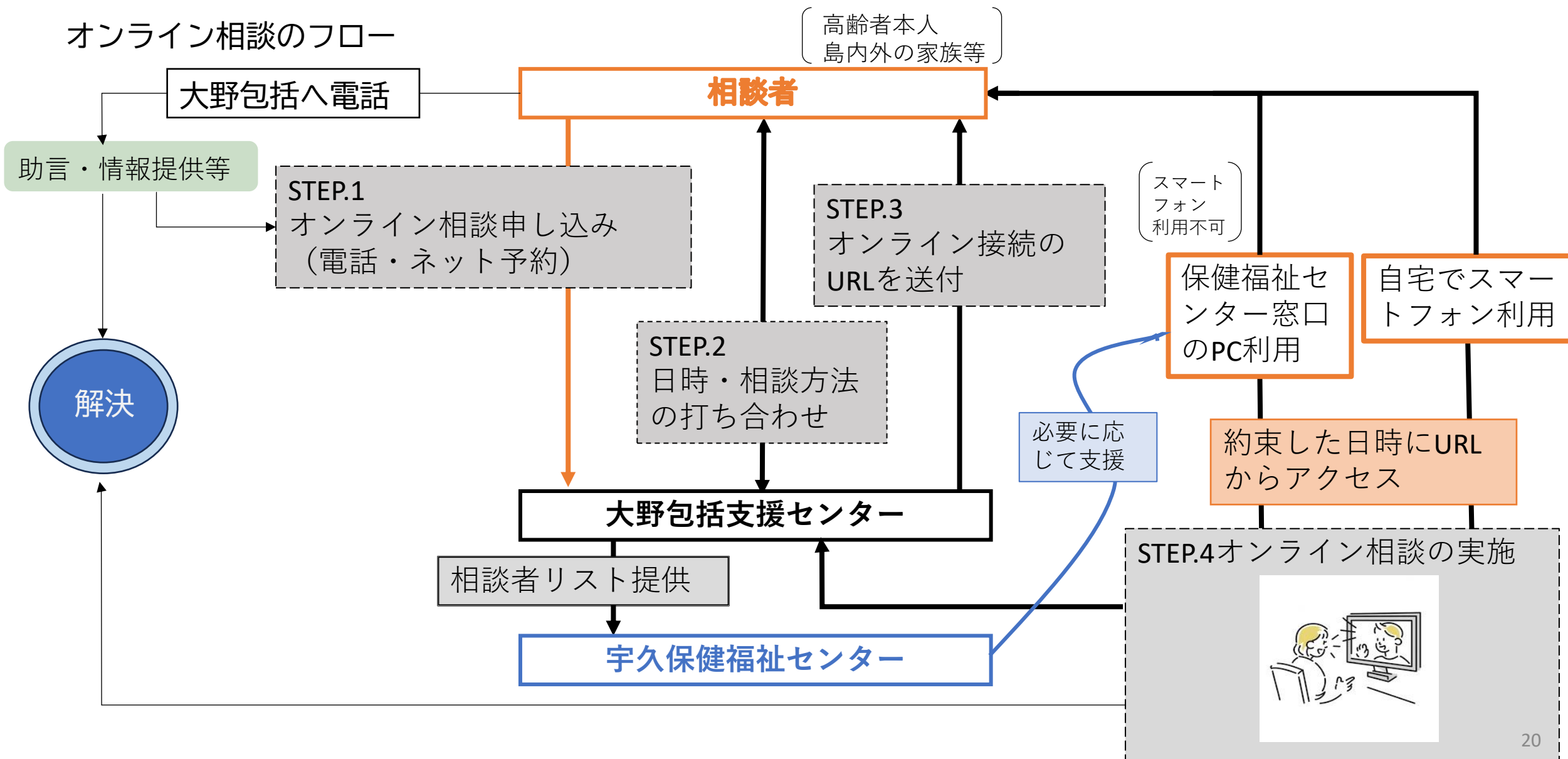
1 階 宇久保健福祉センター見取図



オンライン相談窓口運用方法

②スマートフォン等を利用した相談（随時）

オンライン相談のフロー



包括的支援業務の運用について

②権利擁護

(成年後見・困難ケースなど)

令和6年度実績・・・1件

虐待等の主たる対応は包括にあるが、緊急性があるものに対しては、宇久保健福祉センター保健師と連携を図り対応

③包括的・継続的マネジメント業務

(関係機関等とのネットワーク構築)

宇久包括職員が出席している会議には可能な限り出席

④介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援業務

(プラン作成等)

オンラインの活用、必要に応じて利用者宅へ訪問

包括業務実施に伴う宇久行政センターおよび宇久保健福祉センターの協力体制

市として、新法人及び宇久住民へのフォローは必要である

協力内容	備考
①大野包括へのつなぎ	高齢者からのお尋ねに対して大野包括を案内し大野包括へつなぐ
②高齢者の情報提供	大野包括職員が、訪問する高齢者宅の案内必要に応じて、同行訪問の実施
③地域との関係性づくりのための支援	大野包括と宇久地域関係機関との橋渡し ・アポイントメント調整 ・初対面時の紹介など
④高齢者の相談及び申請等のサポート	オンライン相談窓口で使用する端末の接続などのフォロー
⑤緊急時の対応⇒保健師との連携強化	災害時の安否確認を大野包括ができなかった場合に対応

宇久包括・大野包括引継ぎスケジュール(案)

		1月							2月							3月							4月						
		1	5	10	15	20	25	31	1	5	10	15	20	25	28	5	10	15	20	25	31	5	10	15	20	25	30		
包括的支援事業																													
	相談ケースの引継ぎ（リスト等）			○	引継ぎ開始																								
	必要に応じた同行訪問									○	同行訪問開始																		
	困難事例、成年後見等			○	引継ぎ開始																								
	内、同行訪問									○	同行訪問開始																		
	関係機関・団体																												
	地区区長会			← 必要に応じて周知 →																									
	民生委員・児童委員			← 必要に応じて周知 →																									
	介護事業所関係			○	周知開始																								
	地域の通いの場等			○	周知開始																								
介護保険システムのデータ移行等				○	準備開始																○	以降完了							
指定介護予防支援事業																													
	指定事業所申請等			○					○							○													
	利用者の引継ぎ			○	引継ぎ開始				○	引継ぎ開始						○	引継ぎ開始												
	居宅届																		○	提出									
	委託契約																				○	4/1より数百件分							
	同行訪問（モニタリング等）			○	30件程度				○	30件程度						○	30件程度												
	プラン作成				○	4月開始分					○	5月開始分						○	6月開始分										
	国保連等請求事務																				○月末・月初め処理								

指定介護予防支援業務委託事業所一覧（新規）

◎令和7年9月1日～令和7年12月26日に委託届出書の提出があったもの

	委託先の施設・事業所名	住所	届出包括名
1	医療法人 光善会 訪問看護ステーション「コスモス」	長崎県西彼杵郡長与町高田郷2445-1	中地包括
2	居宅介護支援事業所 かすが	佐世保市横尾町2383番地18	相浦包括
3	居宅介護支援事業所 みどり	佐世保市中通町17-22	相浦包括